

賃 貸 借 契 約 書(案)

- | | | | |
|---|---------|------------------------------|-----|
| 1 | 件 名 | 複合機通し料（令和8年11月～） | |
| 2 | 賃貸借物件 | | |
| 3 | 設置場所 | 賃貸借機器一覧表（別紙）のとおり | |
| 4 | 契約期間 | 契約締結日から令和13年10月31日まで | |
| 5 | 賃貸借期間 | 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで | |
| 6 | 予定数量（月） | 賃貸借機器一覧表（別紙） | |
| 7 | 契約単価 | 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） | |
| 8 | 予定総金額 | 金 | 円以内 |
| | | （うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円・税率10%） | |

9 代金の計算方法

1月毎の数量が確定した段階において、契約単価に確定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

上記の賃貸借について、賃借人公益財団法人岡山市ふれあい公社（以下「甲」という。）と賃貸人（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項により、契約を締結し、信義に従って、誠実にこれを履行する。

（総則）

- 第1条 この契約は、乙が複合機を甲の使用に供し、適切な操作方法の指導と保守点検及び消耗品等（用紙を除く。以下同じ）の補給を行うとともに、正常な複写物を甲に供給すること並びに甲が所定の料金を支払うことを目的とする。
- 2 乙は、この契約書及び仕様書等（仕様書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、この契約を履行するものとする。
- 3 乙は、賃貸借物件（ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む。以下「物件」という。）を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。
- 4 この契約書に定める催告、申請、請求、通知、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

（効力発生日）

第2条 本契約の効力発生日は令和○年○月○日とする。

（権利義務の譲渡等）

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

（監督）

第4条 甲は、契約の履行について、乙を指示監督するものとする。

（複写物供給枚数）

第5条 乙は、毎月末日において、甲の検査を受けて、複写物供給枚数を算出する。

（代金の請求）

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、所定の手続きに従い複写物供給月額を支払いを請求することができる。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日の属する月の翌月末までに複写物供給月額を支払わなければならない。

（善良な管理者の注意等）

第7条 甲は、善良なる管理者の注意をもって物件を管理する。

2 乙は、甲の故意又は過失によって物件が損害を受け、又はこれに欠損を生じた場合、甲に対して、その賠償を請求することができる。

3 甲は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又は乙の所有権を侵害するような行為をしてはならない。

4 物件に故障が生じたときは、甲は、直ちに乙に報告しなければならない。

(契約不適合責任)

第8条 甲は、引き渡された物件が数量、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対して、物件の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、甲は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃借料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(甲の催告による解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 引渡期日までに物件を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) 契約の履行に当たり甲の担当職員の指揮監督に従わないとき、又はその職務の執行を妨害し、契約の目的が達せられないとき。

(3) 正当な理由なく、第8条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの契約に違反したとき。

(甲の催告によらない解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約の全部を履行することができないことが明らかであるとき。

(2) 乙がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(4) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団

員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に賃借料債権を譲渡したとき。

(7) 第13条又は第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又は支店若しくは賃貸借契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 暴力団関係法人等(暴力団、暴力団関係者(暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。)であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(キに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

ケ 入札、随意契約のための見積り及び契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に届け出なかったとき。

(9) 契約の締結又は履行に当たって不正の行為があったとき。

(10) 契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。

(11) 次のいずれかに該当することを理由として岡山市から指名停止されたとき。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反し、談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 贈賄の容疑又は公職にあるもの等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律(平成12年法律第130号)に定めるあつせん利得の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

ウ 公務執行妨害、職務強要、恐喝、詐欺、横領、暴力的行為等の反社会的行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

(甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第11条 第9条各号又は前条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第12条 この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、甲は、この契約を解除することができる。

2 甲は、第9条又は第10条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 3 甲は、前2項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲が乙と協議して定める。

(乙の催告による解除権)

- 第13条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の催告によらない解除権)

- 第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 契約の内容を変更したため、賃貸借期間の開始日から満了日までの予定総金額が3分の1以下に減少したとき。
- (2) 契約の履行の中止期間が賃貸借期間の2分の1を超えたとき。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第15条 第13条又は前条各号に定める場合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除等の通知)

- 第16条 契約の解除等の通知をするときは、遅滞なく行うものとする。

(契約解除に伴う措置)

- 第17条 甲は、この契約の解除が賃貸借期間終了前にあった場合においては、履行済部分を検査の上、これに相当する複写物供給額を乙に支払わなければならない。ただし、違約金等を徴収するときは、支払金はこれと差し引き清算することができる。

- 2 第1項に規定する措置の期限、方法等については、契約の解除が第9条、第10条又は次条第3項の規定によるときは甲が定め、第13条から第14条までの規定によるときは甲及び乙が協議して定めるものとする。この場合において、甲は、乙の協議及び立会い等が得られないときは、相当と認める関係人をもってこれに代えることができる。

- 3 賃貸借期間終了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については甲及び乙が民法の規定に従って協議して決める。

(甲の損害賠償請求等)

- 第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 引渡期日までに物件を納入することができないとき。
- (2) 引き渡された物件に契約不適合があるとき。
- (3) 第9条又は第10条の規定により、賃貸借期間終了後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、賃借料の総額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、甲が違約金を徴収する必要がないと認めたときは、この限りでない。

- (1) 第9条又は第10条（第11号を除く。）の規定により賃貸借期間終了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 賃貸借期間終了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第25号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の場合においては、甲は、賃借料の総額から履行済部分に相応する賃借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、民法に定める法定利率を乗じて計算した額を請求することができるものとする。

6 甲は、第2項の規定により支払われた金額が契約解除により甲に与えた損害を補てんすることができないときは、その不足額に相当する金額を乙から徴収することができる。

（乙の損害賠償請求等）

第19条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第13条又は第14条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第6条第2項の規定による賃借料の支払いが遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、民法に定める法定利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第20条 甲は、引き渡された物件に関し、引渡しの日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、賃借料の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を乙に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 甲は、物件の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された物件の契約不適合が甲の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（乙の立入り等）

第21条 乙は、物件の管理等のため、甲の承認を得て、物件の設置場所に立ち入ることができる。

2 乙は、前項の立入りに際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（通知義務）

第22条 物件について、乙の権利を侵害するような事態が発生した時、又はその恐れがある時は、甲は遅滞なく乙に通知しなければならない。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第23条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲に対し、この契約による支払金額の総額の100分の20に相当する額を甲が指定する期間内に損害賠償金として支払わなければならない。当該契約が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による抗告訴訟において、乙の訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、談合により生じた損害の額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき甲が乙に賠償請求することを妨げるものではない。

3 乙が第1項の規定に基づく損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に当該指定する期間を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、民法に定める法定利率を乗じて計算した額の遅延利息を乙から徴収するものとする。

4 第1項の規定に該当する場合においては、甲は契約を解除することができる。

（紛争の解決）

第24条 甲及び乙は、契約に関し、双方の間に紛争が生じたときは、第三者のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。ただし、甲及び乙の一方又は双方があっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、この限りでない。

2 甲及び乙は、特別に定めたものを除き、紛争の処理に要する費用を各自負担する。

（秘密の保持）

第25条 乙は、この契約履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（合意管轄）

第26条 この契約に関する一切の紛争(裁判所の調停手続を含む。)の専属的合意管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所とする。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第27条 乙は、この契約の履行に当たり、公益財団法人岡山市ふれあい公社情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

（補則）

第28条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

【通し料】

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

賃借人 甲 岡山市中区桑野7 1 5 番地2
公益財団法人岡山市ふれあい公社
理事長 那 須 正 己 印
登録番号 T 9 2 6 0 0 0 5 0 0 0 2 1 8

賃貸人 乙 住所
氏名 印
登録番号